

ロ シ ア ・ ソ ビ エ ツ 連 邦 憲 法

(前文)

ロシア連邦は、1917年10月に、ソビエト権力、すなわち労農革命の勝利および勤労人民の権力の確立の結果、ロシア・ソビエト社会主义共和国連邦として形成された。1922年には、ロシアはソビエト社会主义共和国連邦に加わり、他の共和国とともに、数十年の間に平和と進歩の前衛として承認される強大なソビエト国家の建設への大きな発展を成し遂げた。

ソビエト史において、大祖国戦争とファシストの侵攻後の国の復興に関する献身的な労働（労苦）における人民の神聖な偉業があり、経済、学術（科学）、教育、文化、スポーツにおいて世界的にもよく知られる成果が認められ、多くの社会的諸問題が解決されてきた。同時に、ソビエト社会の発展の過程で、少なからぬ困難や焦眉の課題も明らかになつた。しかし、その解決やソビエト社会の一層の発展および改善をめざす自然的な過程は、人民の意思に反した反憲法的な方法で中断させられ、歪められたものとなつた。

ロシア連邦の現在の状態は、社会および国家の新しい法的な構成を求めている。

変化した諸条件のもと、新しいロシア連邦憲法は、歴史的にロシアに固有の、社会諸関係の真に民主的な原則を宣言し、これを認証する；すなわち、人民代議員ソビエトの形態での人民権力（主権）；集団主義、民族的帰属、信条および宗教、財産状態の如何にかかわりのない、政治的、社会的および法的な平等、ロシア国家におけるすべての市民の相互尊重および兄弟的な相互援助；社会的公正、労働、休息、無償教育および無料の保健、住宅の無料提供または低家賃によるアパートの提供を保証される権利；家族、就学前施設および学校における全面的で調和のとれた子どもの発達、養育および教育のための保証された平等の機会；保障された老齢（老後）；人の人による搾取を除くすべての所有形態の同権；すべての連邦構成主体の平等、ロシア国家の領土保全および領土の不可譲；すべてのソビエト人民の友好、全面的な互恵的協力の追求；平和主義的な対外政策。

この憲法は、ロシア連邦基本法としてここに宣言される。

第1編 憲法体制の原則

第1章 ロシア連邦の政治システム

第1条 ロシア連邦－全人民国家

ロシア連邦－ロシアは、多民族からなるロシアの勤労者によって創設され、共通の歴史的運命によって結びついたすべての民族および民族集団 **национальность** の意思を表明する主権的なソビエト社会主義国家である。

第2条 人民の主権

ロシア連邦の人民は、国家権力の唯一の源泉である。人民は、ロシ連邦の政治的基礎を構成する人民代議員ソビエトを通じ、または直接に、自らに属する権力を行使する。

第3条 直接人民統治

国家生活のもっとも重要な問題は、ロシア連邦の憲法および法律の定める手続により、人民の審議に付され、これを人民投票（レエレンダム）に委ねる。レフェレンダムによって採択された決定は、他のレフェレンダムによってのみ、これを廃止または改正することができる。

直接的人民統治は、法律の定めるその他の形態においてもこれを行使することができる。

第4条 権力の分立

ロシア連邦、連邦を構成する共和国およびその他の国家的形成における国家権力は、権力分立原則に基づいて活動する代表（立法）権、執行権および裁判権がこれを行使する。

第5条 ソビエト－人民権力（統治）の代表機関

人民代議員ソビエト（複）は、人民代表機関のシステムを形成し、ロシア連邦の国家組織の基礎である。

人民代議員ソビエトの活動は、問題の集団的な討議および決定、グラスノスチ、世論の考慮、選挙人に対する定期的報告に基づいてこれを打ち立てる。

第6条 個人と国家

ロシア連邦は、人権を尊重し、保護し、その自由な発展のための条件を整備し、社会および集団のなかでの人間の地位の基礎としての誠実な労働を奨励し、社会的公正および個人の擁護を保証する。国家は、社会政策および民族政策の実現にあたっては人権を優先する。

第7条 社会と国家

国家、その機関および公務員は、社会の何らかの一部にではなく、全社会に対して奉仕する。

国家は、政治的な制度および意見の民主的な多様性の条件のもとでその活動を行う。

国家の権威を維持し、その象徴（属性）およびシンボルに尊敬をもってあたることは、すべての市民、社会団体、労働集団およびマスメディアの責務である。

第 8 条 法治国家

ロシア連邦においては、他のすべての規範的アクトに対して、憲法の最高性および法律の優位が保障される。ロシア連邦憲法は、直接効力を有する。

国家機関および公務員は、ロシア連邦の憲法および法律の定める形態とその範囲において行動する。

法律は、人民の意思および利益を表現し、経済的に根拠があり、社会的に公正なものでなければならない。

人の責任を定め、またはそれを強化する法律は、遡及効力を有しない。

ロシア連邦の条約によって承認された一般に認められた国際法の原則および規範は、ロシア連邦の領域において直接的に効力を有する（直接に適用される）。

第 9 条 社会団体、政党および大衆運動

社会団体、政党および大衆運動は、社会の政治生活、国家の政策の策定、国家的および社会的事項の管理に参加する。その綱領および規約に定める機能を遂行するにあたり、これらの組織は、ロシア連邦の憲法および法律の枠内で行動する。

政党および社会団体の組織および活動は、自発的加入および自治に基づいて行われる。その内部事項に対する国家、他の政党および団体の干渉は、これを認めない。

政党および社会団体の活動は、その自主的解散または裁判所の判決に基づく場合にのみ、これを停止することができる。

第 10 条 労働集団

労働集団は、国家的および社会的事項の審議および決定、人民代議員ソビエトの候補者の推薦、選挙運動の実施、ソビエト、その執行機関および公務員の活動に対する社会的監督の遂行に参加する。

労働集団は、地域の社会・経済発展、社会秩序の維持、市民の権利および法律的利益の保障の諸問題の解決において、地方ソビエトおよびその執行機関と協力（協働）する。

労働集団は、法律に従い、企業、施設および団体において、政党およびその他の社会団体の活動の形態および条件を自主的に定める。

第 11 条 マスメディア

国家、社会団体、政党、大衆運動、労働集団および市民は、マスメディアを創設する

ことができる。マスメディアの創設の手続、その権利、義務および責任は、法律によってこれを定める。

マスメディアは、検閲から自由である。国家機関、社会団体、政党、一定の集団または個々の者によるマスメディアの独占は、これを認めない。

政党、社会団体、大衆運動は、国立のマスメディアにおいて自己の立場および見解の表明を行う権利を保証される。

第2章 経済システム

第12条 経済システムの原則

ロシア連邦における経済生活は、人による人の搾取を排除する所有形態の多様性および同権のうえにこれを樹立する。経営システムにおいては、経済過程の国家の計画的管理および市場の自主規制が結合される。

ロシア連邦の経済システムの基礎は、自民権力の経済的基礎、労働の自由、完全雇用、労働の量、質および結果に従った社会的生産の公正な分配を保障する生産手段に対する社会的所有が置かれる。

生産の目的は、各市民および社会全体の物的および精神的需要の完全な充足の保障、個人の多面的な発展のための条件の整備である。

第13条 所有形態

社会的所有は、人民所有（連邦および連邦構成主体の）、公有（自治体所有）および集団所有の形態をとる。

ロシア連邦における主要な（支配的）所有形態は、人民の付託により国家が管理する人民所有である。それは、全ロシア（連邦）所有、ロシア連邦を構成する共和国人民、自治的形成の人民、地方、州、連邦的意義を有する市の住民の所有からなる。公有は、地区、市の住民に帰属し、該当する権力および管理機関がこれを管理する。人民所有および公有は、社会の基礎的かつ不可分の富の源泉である。

集団的所有は、協同組合所有およびコルホーズ所有、ならびに社会団体の所有を含む。

ロシア連邦においては、経済活動の経営のための市民の個人的所有、私的労働的所有（個人、家族的労働所有）が保証される。

第14条 土地およびその他の自然資源の所有

生産フォンドとしての土地、地下資源、水資源、自然状態にある動植物界は、人民所有である。これらのフォンドの処分権は、人民の全権代表である人民代議員ソビエトに属

する。農業用の土地は、コルホーズ、ソフホーズ、農業を営む集団および組合に対して、無期限の無償利用を認める。

個人的農民経営には、商業的な農業生産を行うために、土地区画が、無期限で、無償かつ相続可能な利用に供される。

法律の定める範囲で、菜園、ダーチャおよび宅地付属の土地区画が、ロシア連邦市民に対して、売買、相続による移転の権利を伴う個人的所有を認める。

第15条 自主管理人民企業

自主管理人民企業は、全人民所有および公有を実現する主要な形態である。自主管理人民企業の労働集団は、全権的経済的保有（経営）における生産手段を無償で受領し、独立して生産・経済的活動を行う。

第16条 経済の国家的規制

法律の定める範囲で、国家は、法的な、計画、価格、財政・予算上および信用上の規制を行う。

国家は、企業の業務上の経済活動に干渉せず、産業政策、科学・技術政策、投資政策および社会政策の具体的方向の選択において広範な経済的独立性を保証する。

第3章 社会政策

第17条 社会政策の原則

国家は、社会的公正、すべての市民にとって基本的な物的および精神的富の充足を保障する。「各人の自由な発展が万人の自由な発展の条件である」との原則に従い、国家は、各市民がその創造力、能力および才能を実現するよう促す。

第18条 社会的保証

すべての市民は、その社会的および財産上の地位の別なく、搾取から自由な労働、教育および職業訓練の機会、医療のための平等の条件、充足した生活のための標準的な条件を保証される。

社会政策の効果を高めるために、国家は、市民の豊かさの向上に繋がる誠実な生産性の高い労働、創意に富んだ社会的に有用な市民の力を奨励し、累進課税を含む社会保証システムを整備する。

第19条 国家の社会的機能

国家は、以下のような基本的な社会機能を果たす。

－労働条件の改善、その創造的性格の向上、肉体的重労働の抑制を目的とする政策を遂

行し、労働の量、質および効率に従って公正な労働報酬を監督し、

－無料の医療サービスのシステムを発展させ、医療の質を監督し、すべての市民が利用できる療養・保養施設、予防施設およびスポーツ・健康増進施設のシステムを整備し、家族、子どもおよび母性の保護に関する可能な限りの配慮を示し、保育園、幼稚園、子どもの創造の家、子どもスポーツ・健康増進学校および子ども保養キャンプにおける利用機会を保障し、朝および昼の無料の学校給食、公共交通機関の無料の利用を保障し、幼児を持つ多子家族および母親への手当を支給し、

－無償の教育および職業訓練のシステム、文化・啓蒙施設（カルチャー・センター）網を発展させ、学術および芸術の発展を支援し、ロシアの歴史的および精神的価値の保護、その継承、市民の労働、道徳および倫理の教育の全面的発展に配慮し、不道徳および暴力のプロパガンダを認めず、

－相応（生きるにふさわしい）の生活を保障するに十分な程度の市民の年金保障システムを確立し、年金受給者に無料の医薬品、サナトリウムおよび休息の家までの優先的利用券、公共交通機関、公共サービスの無料の利用を提供し、

－住居の公正な配分、所定の基準により必要とするすべての人への国家住宅フォンドからの住居の提供を保障し、国家、協同組合および個人のすべての形態の住宅建設の発展を促進し、協同組合および個人住宅の建設への優先的信用を提供し、

－環境保護に関する目的意識的な政策、土地、地下、水および大気の領域、動植物界のエコロジー状態の改善を進める。

第 20 条 市民の需要の充足

市民の需要を充足するために、国家は、商品およびサービスの普段の増大に務め、住民にとっての物的および精神的な富の生産の優先を保障する。

第 21 条 民族文化の自由な発展

ロシア連邦においては、ロシアに住むすべての民族の民族文化の自由な発展および相互に高め合う機会を保障され、各民族によるその民族的伝統および慣習の保全および発展のための条件が整備され、法令に違反しない民族・文化のセンター、団体およびその他の社会諸組織の活動が奨励される。

国家は、民族的マイノリティがその全面的な発展の機会および手段を保障する。

第 4 章 対外政策、安全保障および防衛能力

第 22 条

ロシア連邦と他の国家との関係は、次の原則の遵守に基づいてこれを打ち立てる；す

なわち、主権的平等、内政不干涉、領土保全、国境の不可侵、武力の行使または武力による威嚇の相互否認、紛争の平和的規制（解決）、人の権利および自由の尊重、自己の運命を決める民族の同権および権利、国家間の相互協力、ロシア連邦の締結した条約から派生する義務の誠実な履行である。

第 2 3 条

ロシア連邦は、安全保障および防衛能力、必要なあらゆるロシア連邦軍の装備を保障する。

国の安全保障および防衛能力の領域における国家機関、社会団体、公務員および市民の権利および義務は、ロシア連邦の法令によってこれを定める。

第 2 編 市民の権利、自由および義務

第 5 章 市民の法的地位の原則

第 2 4 条 市民の権利、自由および義務の保証

ロシア連邦市民の権利、自由および義務は、ロシア連邦の憲法および法律によってこれを定め、その他のいかなるアウトおよび行為によってもこれを廃止し、制限し、または恣意的に拡大することはできない。

国家は、これらの権利を保証し、擁護し、市民によるその義務の履行を保障する。

第 2 5 条 市民と国家の関係

市民と国家は、権利および義務において相互に関係する。

国家機関および公務員は、市民の権利および自由を保障し、擁護し、社会的権利擁護活動を奨励しなければならない。

ロシア連邦憲法の認証するすべての市民の権利および自由は、裁判所によってこれを擁護する。

国家の利益についての配慮、ロシア連邦の憲法および法律の絶対的な（義務的な）遵守は、ロシア連邦の各市民の責務である。

第 2 6 条 市民の権利および義務の統一

市民の権利は、その義務と不可分である。各人は、その権利および義務に従って自由に行動する。各人は、その際に、他人の権利および法律上の利益を侵害し、国家の安全保障、法秩序および社会の道徳律に害を及ぼしてはならない。

第 2 7 条 市民の同権

ロシア連邦のすべての市民は、法律および裁判所の前に平等であり、民族的貴族、社会的出自、性、言語、宗教に対する態度、居住地、職業の種類、財産状態、政治的およびその他の信条、党派性（政党帰属の有無）、ならびにその他の事情の別なく、平等の権利を有する。

市民の同権は、すべての国家的および社会的生活の領域においてこれを保障する。ロシア連邦において、特定の個人、住民のグループおよび階層の特権、ならびにあらゆる契機による差別は、これを認めない。

市民のための特典および優先権は、法律によってのみこれを定めることができる。

第 28 条 女性と男性の同権

女性と男性は平等の権利および自由を有する。国家は、同一価値労働に対する女性と男性の平等の労働報酬の原則を保障する。

第 29 条 市民の人種的および民族的同権

ロシア連邦市民は、その人種および民族的帰属の別なく、平等の権利を保証される。

人種および民族的指標による直接もしくは間接の権利の制限または特権もしくは優先権の設定は、法律によってこれを罰する。

第 30 条 ロシア連邦における国籍

ロシア連邦においては、单一のロシア国籍を定める。

ロシア連邦を構成する共和国は、独自の国籍を定めることができる。ロシア連邦を構成する共和国の市民は、ロシア連邦市民である。

その国籍を定める共和国の領域に居住するロシア連邦市民は、同時にこの共和国の市民であり、ロシア連邦憲法、ロシア連邦構成共和国憲法、ロシア連邦および連邦構成共和国の法律の定めるすべての権利、自由および義務が適用される。

ロシア連邦を構成する地方、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市、自治州および自治管区の領域に居住する市民は、いかなる排除や制限を受けることなく、ロシア連邦市民の権利、自由および義務を保持する。

ロシア連邦市民は、当該国家とロシア連邦の協定に定めがある場合、同時に他の国家の国籍を有することを認められる。

ロシア連邦市民は、国籍および国籍変更の権利を奪われることはない。

ロシア連邦市民は、ロシア連邦の国外に追放されることはない。ロシア連邦市民は、ロシア連邦の承認する国際法のアクトおよびロシア連邦の条約に特段の定めのない場合、外国に移送されることはない。

第31条 ロシア連邦およびその国外における市民の権利の擁護

ロシア連邦は、ロシア連邦の憲法および法律に従ってロシア連邦において市民の権利を擁護する。

ロシア連邦市民の国外への移住は、その国籍を失わない（市民権を停止しない）。ロシア連邦市民は、国外において、ロシア連邦の保護および庇護を受ける。

第32条 外国市民および無国籍者

ロシア連邦の領土にいる外国の市民および無国籍者は、国際法の規範に従ってロシア連邦憲法の認証する権利および自由を保障される。

外国の市民および無国籍者は、ロシア連邦の憲法および保率を尊重し、これを遵守しなければならない。これらの者は、ロシア連邦に避難することができ、法律の定める手続および条件により、ロシア国籍を取得することができる。

第6章 市民の経済的、社会的および文化的権利

第33条 労働権

ロシア連邦市民は、労働契約、自らの希望、能力および特別の素養にしたがった職業および職種の選択の自由を含む労働の権利、安全および衛生の要請に応える労働条件、失業からの社会的保護に対する権利を有する。

労働者の労働報酬は、労働の社会的有用性および結果に従って定められ、労働者およびその家族の生活と暮らしの相応の水準を保障する、国家の定める最低生活費を下回るものであってはならない。国家は、同一労働同一賃金の原則の承認を促す。

国家は、住民の完全雇用の保障措置を講じ、生産およびサービスの領域の拡大による新しい職場を創設し、社会的需要を考慮して労働者の職業・技術指導、教育および訓練のプログラムを実施する。

政治的、民族的、宗教的およびその他の契機による職業的な労働活動の制限は、これを認めない。

第34条 所有権および相続権

ロシア連邦市民は、所有権を有する。市民の財産の不可侵およびその相続の権利は、これを保証する。相続にあたっては、累進課税をかけるものとする。

市民の所有する財産の利用は、エコロジー環境に害を与え、市民、法人および国家の権利ならびに法律の保護する利益を侵害するものであってはならない。

第35条 休息の権利

各労働者は、休息の権利を有する。雇用労働者にあっては、法律の定める 1 週 40 時間以内の労働時間、週休、祝日、有給年次休暇、一連の職業、作業および一定の職種の労働者のための短縮労働日が保証される。

国家は、農業生産の労働者のための標準的な休息、年次有給休暇の取得、および季節労働者に対する追加的な有給の休日の条件の確定を促す。

職業軍人もまた、年次有給休暇の権利を有する。

第 3 6 条 健康保護の権利

ロシア連邦の各市民は、健康の保護、国家の医療機関の無料の利用の権利を有する。

国家は、医療サービスの質の向上をめざす措置を講ずる。子ども、障がい者および年金受給者には、緊急治療用の専門の療養所を含む、国立の治療・保険施設および保養・スポーツ施設への無料の優待券が与えられ、就学前および就学年齢の病気の子ども、ならびに障がい者および年金受給者のために、医師の処方により無料の医薬品が与えられる。

第 3 7 条 教育を受ける権利

ロシア連邦市民は、国立の学校、中等教育機関および高等教育機関において無償の普通および専門教育を受ける権利を有する。中等、専門、高等教育機関の生徒・学生は、国家の奨学金および特典を与えられる。学校の児童・生徒は、無料の給食および教科書を保障される。

国家は、法的根拠のある（合法的な）社会団体の学校および教育施設、教育機関の活動を認める。

精神的および肉体的な障がいのある者は、国家により、特別の学校、教育施設 *школа и училище* による無償の教育および職業訓練を保障される。

第 3 8 条 住宅に対する権利

ロシア連邦市民は、住宅に対する権利を有する。

国家は、所定の衛生基準により、安定的で高額ではない家賃で、住居を必要としているすべてのロシア連邦市民に対し、国家フォンドのアパートの公正な配分または無償の提供を保証し、個人および協同組合の住宅建設の発展に全面的に協力する。

住居の賃借、譲渡および販売の条件は、ロシア連邦の住宅法がこれを定める。

何人も、恣意的に住宅を奪われることはない。

第 3 9 条 社会保障の権利

ロシア連邦市民は、老齢、障がい、疾病、出産、および失業の場合、社会保障を受ける権利を有する。この権利は、国家およびその他の組織ならびに個々の市民の保険金の納

付による義務的・社会保険制度によって保障される。

年金、手当およびその他の社会的援助は、市民の最低生活費を下回らない生活水準を保障するものでなければならない。

第40条 エコロジー上の権利および義務

ロシア連邦市民は、安全な環境に対する権利を有する。国家は、この権利の実現のための条件を保障する。

自然利用の領域で違法な行為により市民がその健康または財産に被った損害は、補償されなければならない。

公務員によるエコロジー上の違法行為に関する情報の隠蔽または虚偽は、法律によりこれを追及する。

ロシア連邦市民は、自然環境を大切にしなければならない。

第41条 文化的成果の享受

ロシア連邦市民は、文化の成果を享受し、文化生活に参加する権利を有する。この権利は、広範な国立文化施設網、無料の図書館利用、博物館およびその他の文化施設の安価な見学、子ども、障がい者および年金受給者への特典の供与によって保障される。

歴史的記念物および文化的価値を有するその他の施設の保全に関する配慮は、ロシア連邦市民の義務である。

第42条 創造、研究および教育の自由

ロシア連邦市民は、芸術、学術および技術の創造、利用および教授の自由を保障される。学術および芸術作品、科学的発見、発明、研究の著作者、研究者ならびに教師の財産権およびその他の権利は、法律によりこれを保護する。

第7章 市民的（個人的）権利、自由および義務

第43条 生命に対する権利

ロシア連邦は、各人の生命に対する権利を承認し、その持てるすべての手段を使ってこれを守る。

何人も生命を奪われることはない。死刑は、人に対する特別に重大な犯罪の対する刑罰の特別な措置として裁判所の判決がある場合にかぎってこれを課すものとする。

市民は、生命、健康、人身の安全に対するあらゆる侵害からの保護を保障される。一人の市民といえども、その同意なしに、医療、学術およびその他の実験の対象とされることはない。

第44条 人心の自由および不可侵の権利

人身の自由は不可侵であり、何人も裁判所の判決に基づくことなく勾留または拘禁されることはない。法律の定める場合およびその手続による逮捕は、48時間を超えない範囲でこれを認める。何人も、人間的尊厳を傷つける実験、暴力、その他の過酷な取扱または刑罰を受けることはない。

第45条 防御権

犯罪の遂行において、逮捕または勾留され、被疑者とされまたは起訴された市民は、防御権を保障される。犯罪の遂行において、逮捕され、勾留され、または起訴された各人は、逮捕、勾留または起訴の段階（時）から弁護士（防御人）を依頼する権利を有する。

裁判に参加する被害者およびその他の市民は、その権利および法律的利益の遵守を保証される。あらゆる市民は、連邦法律の定めるすべての裁判の審級においてその権利の擁護が拒否された場合、ロシア連邦の条約に従って、国際機関（国家間）に人と市民の権利および自由の擁護に関して訴えることができる。

第46条 無罪の推定

被疑者・被告人は、その罪が法律の定める手続により証明され、裁判所の判決の執行により確定するまでは、無罪と推定される。被疑者・被告人は、自らの無罪を証明する必要はない（義務を負わない）。法律に反して得られた証拠は、法的効力を有しないものとされる。

第47条 市民の名誉および尊厳の保護

市民の名誉および尊厳は、法律によってこれを保護する。個人生活の領域へのあらゆる恣意的な干渉は、違法であり、犯罪とされる。

市民の個人生活に関する情報の収集および保管に従事する国家機関は、この情報を法律の定める範囲内において、これを利用し、提供することができる。

第48条 良心の自由

ロシア連邦市民は、両親の自由、任意の宗教を信じ、またはいかなる宗教をも信じない権利、宗教的儀式を行い、法律に反しないその他の任意の宗教活動または無神論的活動を行う権利を保証される。

何人も、宗教上の信念を理由として、国家に対するその義務を免れ、または法律の執行を拒否することはできない。

第49条 書簡、電話、電信の秘密

ロシア連邦市民は、親書、電話の会話、電信の秘密を保証される。

この規定の例外は、法律の定めがあり、かつその手続による場合にのみ、これを認め

る。

第 5 0 条 住居の不可侵

ロシア連邦市民は、住居の不可侵を保証される。そこに居住する者の意思に反して住居に立ち入ることは、これを禁止する。捜索および検査（検証）は、法律の定める場合にその手続に従ってこれを行うものとする。

第 5 1 条 家族の保護

家族は、国家の保護のもとに置かれる。婚姻は、男性と女性の自発的な合意に基づくものとする。夫婦は、家族関係において同権である。

婚姻および離婚の手続および条件、夫婦および子どもの権利および義務は、法律によってこれを定める。

第 5 2 条 母性および子どもの保護

母性および子どもは、国家の保護のもとになる。

国家は、保育園、幼稚園、子ども創造の家、スポーツ・健康回復学校およびキャンプのために必要な場所を必要とするすべての者が安価で利用できるようこれを保証する。

—就学前および学齢期の子どもによる、スポーツ施設、博物館、図書館、文化の家の無料の見学および利用

—就学前および学齢期の子どものための公共サービスおよび生活サービス、市内交通の無料の利用

第 5 3 条 移動および居住地選択の自由

ロシア連邦の国内において、ロシア連邦市民は、移動、滞在地および居住地の選択の自由、ならびにロシア連邦からの自由な出国およびロシア連邦への入国の権利を保障される。

これらの権利は、法律の定める事由による特別の場合には、これを制限されることがある。

第 5 4 条 国家的、社会的組織、公務員の行為を裁判所に訴える権利

市民は、国家機関および社会諸機関ならびに公務員の違法行為につき裁判所にこれを訴える権利を有する。

市民は、国家機関および社会団体ならびに公務員がその職務上の義務の遂行における違法な行為に起因する精神的および物的な損害の補償を求める権利を有する。

第 8 章 市民の政治的権利、自由および義務

第 5 5 条 国家的および社会的事項の自主管理および

その管理への参加の市民の権利

ロシア連邦市民は、直接に、またはその代表を通して、自主管理ならびに国家的および社会的事項の管理への参加の権利を有する。市民は、国家機関が採択する法律および決定の審議、レフェレンダムに参加する。

ロシア連邦市民は、法律上の個人的および集団的利益の実現、事項の共同管轄および自己の権利の共同の防御において、ロシア連邦の憲法および法律の枠内で、イニシアティヴを取り、または自主的活動を行う権利を保障される。

第56条 情報に対する権利

ロシア連邦の各市民は、国家的、社会的および国際的生活のすべての領域における事態、ならびに市民の権利、法律上の利益および義務の問題について、信頼に足る情報を受け取る権利を有する。

市民の情報を受け取る権利の侵害に対する責任は、法律によってこれを定める。市民は、その利益および尊厳に害を及ぼす公表情報に反論を要求する権利を保証される。悪意のある虚偽の情報の防止措置の形態および方法は、法律によってこれを定める。国家秘密または法律によって保護されているその他の秘密を含む情報の流布はこれを認めない。

第57条 出版およびマスメディアの自由

ロシア連邦市民は、法律の定める手続により、出版の自由、国営のラジオおよびテレビを利用する権利を保障される。国家は、市民のマスメディアへのアクセスを保障する。

マスメディアは、法律に従って、その活動に対する責任を負う。

第58条 言論の自由

ロシア連邦市民は、言論、意見、見解の自由、それらの障害なくマスメディアを通じて表現し、伝達することは、これを保証され、何人も、その信念ゆえに圧迫を受けることはない。批判に対する圧力は、これを認めない。

現行の憲法体制の暴力的転覆またはロシア連邦憲法に違反する方法によるその変更、テロ行為、人種的、民族的および宗教的憎悪の扇動を公然と呼びかけることは、これを禁止する。

第59条 集会、大衆集会、街頭更新およびデモンストレーションの自由

ロシア連邦市民は、集会、大衆集会、街頭行進およびデモンストレーションの自由を保証される。

大衆集会、街頭行進およびデモンストレーションは、事前通告の上これを行う。屋内の集会は、事前通告を要しない。

これらの権利の行使の手続は、法律によってこれを定める。

第 6 0 条 国家機関に請願する権利

ロシア連邦市民は、国家機関に請願する権利を有する。

公務員には、これらの請願を検討し、それに回答し、必要な措置を講ずる義務が課せられる。

第 6 1 条 社会団体の創設およびそれに参加する自由

ロシア連邦市民は、政党および社会団体に加入し、大衆運動に参加する権利を有する。

政党、社会団体および大衆運動は、法律の定める手続により、市民がこれを自由に創設する。

第 6 2 条 市民の選挙権

ロシア連邦市民は、任意の選挙制の国家機関において選挙権および被選挙権を有する。

第 6 3 条 国家的職務に従事する権利

ロシア連邦市民は、国家的職務に従事し、国家的勤務に就く平等の機会を保障される。

何人も、政治的理由により国家的職務に従事する権利を奪われることはない。

第 6 4 条 市民の兵役義務

ロシア連邦市民は、祖国を防衛し、軍の兵役に服さなければならない。

兵役に服する条件および手続は、法律によりこれを定める。兵役を別の市民的義務の遂行によって代替することは、法律の定める事由により、これを認める。

国防、社会秩序および安全保障の維持に参加するロシア連邦市民、その家族は、社会的、物的およびその他の保証を受ける。

第 9 章 市民の集団的権利

第 6 5 条 集団的権利の保証

国家は、市民に対して、その権利を集団的形態において実現する機会を認める。集団的権利の裁判的保護は、これを保証する。

第 6 6 条 政治的集団的権利

国家は、ロシア連邦市民に対して、請願権、すなわち国家的および社会的機関への集団的な訴えの権利、ならびにこの憲法の改正提案を行う権利を含む立法の人民発議権を保障する。

第 6 7 条 生産管理の領域での労働集団の権利

国家は、労働集団に対して、企業、団体および施設の事項に参加する権利、生産自主管理機関を設置し、企業管理部と労働協約の交渉を行い、それを締結し、法律に反しない

形態でその経済的および社会的利益を保障し、擁護する権利を認める。

労働集団は、自主管理機関を通し、または法律の定めるその他の形態で、企業、施設、団体の管理、その作業計画策定、企業の資金およびフォンドの処分、ならびにその利用に対する監督に参加する。

第 6 8 条 労働組合活動の自由

企業、施設および団体における労働組合の活動の自由、自らの選択により任意の労働組合に加入する勤労者の権利、ならびに労働組合組織が国際的な労働組合に連合し、または加盟する権利は、これを保障される。

労働組合の活動の禁止は、自己解散または1年間にロシア連邦司法省の2回の警告の裁判所の決定がある場合にかぎり、これを許される。

第 6 9 条 ストライキの権利

国家は、労働者と企業および施設の管理部の間の集団紛争の公正な解決を保障する。

労働集団は、ストライキの権利、すなわち、集団紛争の解決の他の手段が解決を見ない場合に、企業、施設または団体の作業の全面的または部分的な停止の権利を有する。

政治的動機によるストライキは、その決定が企業または施設の労働者の3分の2によって採択された場合には、これを認める。

ストライキは、それが人々の生命もしくは健康に脅威をもたらし、あるいは社会の生活機能を保障する職務の機能を犯す場合には、これを認めない。

法律に従って実行されるストライキにおいて、労働者の権利のいかなる制限およびストライキ参加ゆえの解雇も、これを禁止する。

ストライキは、裁判所の決定によってのみこれを禁止することができる。

第 7 0 条 消費者の権利

ロシア連邦においては、消費者の権利は、法律によってこれを保護する。国家は、消費者の権利を擁護する団体の活動を支援し、消費者と商品、サービス生産者、商業、広告およびその他の組織の間の個人的および集団的紛争の公正な解決を保障する。

消費者は、個人でまたは団体を通して、裁判手続または行政手続により、商品およびサービスの生産者、商業、広告およびその他の組織の行為に起因する損害の賠償を求める権利を有する。

第 3 編 連邦構造

第 1 0 章 ロシア連邦－多民族からなる連邦国家

第 7 1 条 ロシア連邦－主権国家

ロシア連邦は、主権国家である、ロシア連邦の権力の源泉は、多民族からなるロシア人民である。

第72条 ロシア連邦の構成主体

ロシア連邦は、ロシア連邦の全権的な構成主体である、人民自決権の実現の結果として創設された共和国、自治州、自治管区、地方および州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市からなる連邦国家である。

ロシア連邦の構成は、以下のとおりである。

アディゲイ共和国（アディゲヤ）、バルコルスタン共和国、ブリヤート共和国、ゴールヌイ・アルタイ共和国、ダゲスタン・ソビエト社会主义共和国—ダゲスタン共和国、イングーシ共和国、カバルド・バルカル共和国、カルミük共和国—ハリムグ・タングチ、カラチャイ・チェルケス共和国、カレリア共和国、コミ共和国、マリー・エル共和国、モルドヴァ・ソビエト社会主义共和国、サハ共和国（ヤクーティア）、北オセチア・ソビエト社会主义共和国、タタルスタン共和国（タタルスタン）、トウヴァ共和国、ウドムルト共和国、ハカシア共和国、チェチェニヤ共和国、チュヴァシ共和国

地方；アルタイ、クラスノダール、クラスノヤルスク、プリモーリエ、スタヴローポリ、ハバロフスク

州；アムール、アルハンゲルスク、アストラハン、ベルゴロド、ブリヤンスク、ウラジーミル、ヴォルゴグラード、ヴォロゴダ、ボロネジ、イワノフ、イルクーツク、カリニングラード、カルーガ、カムチャトカ、ケメロボ、キーロフ、コストロマ、クルガン、クールスク、レニングラード、リペツク、マガダン、モスクワ、ムルマンスク、ニジニ・ノヴゴロド、ノヴゴロド、ノヴォシビルスク、オムスク、オレンブルグ、オリョール、ペンザ、ペルミ、プスコフ、ロストフ、リヤザン、サマーラ、サラトフ、サハリン、スヴェルドロフ、スマレンスク、タンボフ、トウヴェーリ、トムスク、トゥーラ、チュメニ、ウリヤーノフ、チェリヤービンスク、チタ、ヤロスラーヴリ

連邦的意義を有する市；モスクワ、サンクト・ペテルブルグ

自治州；ユダヤ

自治管区；アガ、ブリヤート、コミ・ペルミ、コリャーク、ネネツ、タイムール（ドルガノ・ネネツ）、ウスチ・オルダ、ハントウイ・マンシー、チュコトカ、エヴェンク、ヤマロ・ネネツ

第73条 ロシア連邦の領土の保全

ロシア連邦の領土は、一体であり、譲渡されない。

ロシア連邦を構成する共和国、地方、州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市、自治州、自治管区の領土は、ロシアの单一の領土を構成する。

連邦構成主体は、ロシア連邦の領土の一体性を侵害することはできない。

注記；以下は連邦条約のテキスト全文およびその議事録に従う。

第4編 ロシア連邦における国家権力の組織

第11章 人民代議員

第74条 人民代議員の選挙

人民代議員の選挙は、選挙区ごとに、普通、平等および直接の選挙権に基づき、秘密投票でこれを行う。

ロシア連邦における人民代議員選挙の組織および実施には、労働集団、社会団体および政党が参加する。選挙の組織、財政および実施の手続は、法律によってこれを定める。

第75条 代議員活動の保証

代議員は、人民代議員ソビエトにおける選挙人の全権代表である。代議員は、その権利および義務の支障のない効果的な実行の条件を保障される。

人民代議員は、ソビエトにおける審議および評決の過程で自主的に自己の態度を決定する。

人民代議員は、対応する人民代議員ソビエトの同意なしに、刑事責任を問われ、勾留され、または裁判手続に付される行政罰の措置を受けることはない。

第76条 人民代議員の報告義務および監督

代議員は、自己の活動および対応するソビエトの活動について、選挙人に対して報告しなければならない。選挙人の信頼を裏切った代議員は、法律の定める手続により、選挙人の多数の決定でいつでもこれをリコールすることができる。

第12章 ロシア連邦最高会議

第77条 連邦最高会議の構造

ロシア連邦の国家権力の最高の代表機関であり、唯一の立法機関は、5年任期で選挙されるロシア連邦最高会議である。

最高会議は、同権で同数の議席からなる2つの院、共和国会議および連邦会議で構成される。

共和国会議の代議員は、住民の数を考慮して平等の代表基準でロシア連邦の全土で形成される地域的選挙区から選出される。

連邦会議の代議員の半数は、共和国から 5 人、自治州および自治管区から 3 人の基準で共和国および自治的形成で組織される民族・地域的選挙区から選出される。連邦会議の代議員の残りの半数は、ロシア連邦の選挙法の定める代表基準により地方および州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市で組織させる地域的（選挙）区から選出される。

第 7 8 条 ロシア連邦最高会議

ロシア連邦最高会議は、最高会議幹部会を選出し、ロシア連邦最高会議委員会を組織し、臨時委員会、調査委員会および監査委員会を任命する。

ロシア連邦最高会議の各院は、議長および 2 人の副議長を選出し、常任委員会を組織する。両院の議長および副議長は、その職務上、ロシア連邦最高会議幹部会を構成する。

ロシア連邦最高会議の委員会およびその両院の常任委員会は、法案作成作業を行い、ロシア連邦最高会議の審議に付される諸問題を事前に検討し、最高会議の採択した法律および決定の実施を監督する。

ロシア連邦最高会議の活動手続は、その議事規則およびその他の法律によってこれを定める。

第 7 9 条 ロシア連邦最高会議の権限

最高会議の管轄は以下のとおりである。

- 1) ロシア連邦憲法およびロシア連邦法律の制定、その改正および補正、その遵守に対する監督
- 2) ロシア連邦への新しい共和国、自治州および自治管区の加入の承認、新しい地方および州、連邦的意義を有する市の形成
- 3) ロシア連邦の国境の変更
- 4) ロシア連邦の内外政策の決定、ロシア連邦の防衛および国家安全保障の領域のプログラム、経済的、政治的、社会的および民族・文化的発展の連邦プログラムの承認
- 5) ロシア連邦最高会議幹部会の選出
- 6) ロシア連邦大臣会議（政府）の任命、政府に対する信任決議問題の解決
- 7) 戦争および平和の問題の決定、ロシア連邦への侵略またはその恐れがある場合のロシア連邦軍最高司令官の任命
- 8) ロシア連邦の憲法裁判所、最高裁判所および最高仲裁裁判所の長官および裁判官の選出、ロシア連邦最高会議人権問題全権の選出
- 9) 全ロシア的なレフェレンダムの実施に関する決定の採択
- 10) 連邦国家権力機関およびロシア連邦構成主体の国家権力機関の共同管轄事項に関する立法の原則（基礎）および連邦法律の制定、ならびにロシア連邦の連邦国家権力機関の

管轄事項に関する法典および法律の制定

- 11) ロシア連邦憲法およびロシア連邦法律の解釈
- 12) ロシア連邦予算の承認およびその執行の監督、補正予算の決定；ロシア連邦の国家予算の編成に組み込まれる税および収入の設定
- 13) 非常事態および戒厳令の導入
- 14) ロシア連邦の裁判所によって有罪とされた者の大赦に関するアクトの公布
- 15) ロシア連邦の条約の批准および廃棄通告
- 16) この憲法および連邦条約によりロシア連邦の管轄事項とされるその他の諸問題の解決

第 8 0 条 最高会議の会期

ロシア連邦最高会議は、最高会議幹部会が、春および秋にそれぞれ 5 ヶ月間の通常会期（常会）を招集する。

臨時会期は、ロシア連邦最高会議幹部会が、自らの発議、または大臣会議の提案、共和国、自治的形成、地方および州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市がそれぞれの人民代議員ソビエトの名による提案、最高会議代議員の 3 分の 1 以上またはいずれかの院の代議員の 3 分の 1 以上の提案に従い、これを招集する。

ロシア連邦最高会議の会期は、両院の合同会議およびそれぞれの院の会議、ならびにそれらの会議の間に開催される最高会議委員会および各院の常任委員会の会議からなる。

両院の合同会議は、最高会議の両院の議長が交代でその議長を務める。

第 8 1 条 立法発議権

ロシア連邦最高会議における立法発議権は、ロシア連邦人民代議員、最高会議の共和国会議、連邦会議、幹部会、各院の常任委員会および最高会議委員会、大臣会議、憲法裁判所、最高裁判所、人権問題最高会議全権、検事総長、共和国、自治州および自治管区、地方および州、モスクワ市およびサンクト・ペテルブルグ市、ならびにロシア連邦市民による人民発議の手続による 10 万人以上の市民、ロシア連邦の全領域で活動する政党に帰属する。

第 8 2 条 立法過程

ロシア連邦最高会議の検討に付される法案は、両院において個別または合同の会議でこれを審議する。

ロシア連邦の法律は、最高会議の各院において人民代議員の過半数が賛成した場合にこれを採択されたものとみなす。

ロシア連邦大臣会議には、緊急と宣言する法案をロシア連邦最高会議の審議に付す権

利がある。この法案の審議手続は法律によってこれを定める。

法案およびその他の最高会議の国家生活のもっとも重要な問題は、ロシア連邦最高会議によって全人民討議にこれを付すことができる。

第 8 3 条 最高会議両院の活動

ロシア連邦最高会議の各院は、最高会議の管轄事項とされる任意の問題を検討することができ、それについての決定を採択することができる。

いずれか一方の院が採択した決定は、必要な場合には、もう一方の院に移送され、同意が得られた場合にこれを最高会議決定とするものとする。

共和国会議と連邦会議の間に不一致が生じた場合、対等原則によって両院の組織する協議委員会の解決に委ねられ、その後に、問題は、共和国会議および連邦会議の合同会議において再度の審議を行う。この場合にも同意が得られない場合には、問題は、全ロシア・レフエレンダムにこれを付すものとする。

第 8 4 条 ロシア連邦最高会議の両院の常任委員会

および最高会議の委員会の活動

法律およびロシア連邦最高会議のその他のアクト、その両院の決定は、通常、対応する両院の常任委員会または最高会議委員会による事前の草案審議の後にこれを採択するものとする。

ロシア連邦の大臣会議を構成する公務員、憲法裁判所、最高裁判所および最高仲裁裁判所の長官および裁判官、ならびに人権問題最高会議全権、検事総長の任命位および選出は、対応する両院の常任委員会および最高会議委員会の判断を待ってこれを行うものとする。

すべての国家機関、社会団体および公務員は、両院の常任委員会および最高会議委員会に対し、それらが必要とする資料および文書を提出しなければならない。

常任委員会および委員会の勧告は、国家機関、社会的機関、施設および団体によって必ず検討されなければならない。検討の結果および取られた措置については、所定の期間内に常任委員会および委員会に通知されなければならない。

第 8 5 条 代議員の質問

ロシア連邦人民代議員は、ロシア連邦の最高会議幹部会、大臣会議、最高会議が任命または選出したその他の機関の長に対して、質問を行う権利を有する。質問を受けた機関または公務員は、当該の最高会議の会期において、または最高会議の定める期間内に、口頭または文書により回答しなければならない。

第 8 6 条 ロシア連邦最高会議幹部会

ロシア連邦最高会議幹部会は、最高会議に報告義務を負う機関であって、集団的な国家元首としての機能を遂行する。

ロシア連邦最高会議幹部会は、議長、副議長、書記および幹部会員として、最高会議がその代議員の中から、21人を選出する。

ロシア連邦最高会議幹部会は、

- 1) ロシア連邦最高会議の選挙を公示し、
- 2) ロシア連邦人民代議員選挙に関する中央選挙管理委員会のメンバーを承認し、
- 3) ロシア連邦最高会議の会期を招集し、その準備を組織し、
- 4) 常任委員会および最高会議委員会の活動を調整し、
- 5) ロシア人民代議員に対しその権限の行使を支援し、その必要な情報を保障し、
- 6) ロシア連邦憲法の遵守に対する監督を行い、連邦構成主体の法的アクトのロシア連邦の憲法および法律への適合性を保障し、
- 7) 全人民投票（レフェレンダム）、ならびにロシア連邦の法案およびその他の国家生活のもっとも重要な諸問題の全人民討議の準備および実施を組織し、
- 8) ロシア連邦大臣会議およびロシア連邦を構成する共和国の大蔵会議の決定および処分がロシア連邦の憲法および法律に適合しない場合、その効力を停止し、
- 9) ロシア連邦国防会議を組織し、そのメンバーを承認し、ロシア連邦軍最高指令部の任命し、更迭し、
- 10) ロシア連邦最高会議の会期と会期の間にあって、戒厳令および非常事態を宣言し、直ちに、その決定の最高会議による承認を求める、
- 11) 総動員または一部（部分）動員を宣言し、
- 12) ロシア連邦最高会議の会期と会期の間にあって、国に対する攻撃または侵略に対する相互防衛に関する条約上の義務の履行の必要がある場合、戦争状態を宣言し、
- 13) 最高会議に対し、ロシア連邦大臣会議議長の候補者を提案；最高会議の会期と会期の間に、ロシア連邦大臣会議議長の提案により政府メンバーを解任し、任命する場合は、ロシア連邦最高会議の承認を事後的に求めるものとする。
- 14) ロシア連邦の外国および国際機関における外交代表を任命し、召喚し、外国の外交代表の信任状および主觀状を受理し、
- 15) ロシア連邦の国家賞を表彰し、名誉称号を授与し、
- 16) ロシア連邦の国籍取得、避難の受入れの問題を解決し、
- 17) ロシア連邦の裁判所によって餽枯れた市民の特赦の権利を行使し、

18) 国際的な場においてロシア連邦を代表する。

ロシア連邦最高会議幹部会の決定により、条約の交渉および署名に関する事項は、ロシア連邦大臣会議の議長および大臣、その他の国家公務員にこれを委任することができる。

ロシア連邦最高会議幹部会は、ロシア連邦の法律によって直接に課せられたその他の権限を行使することができる。

ロシア連邦最高会議幹部会は、その権限のある問題について、幹部会令および幹部会決定を制定する。

第 8 7 条 ロシア連邦最高会議幹部会議長および副議長

ロシア連邦最高会議幹部会議長は、および議長が欠ける場合には副議長が、

- 1) ロシア連邦最高会議および最高会議幹部会の採択したロシア連邦の法律およびその他のアクトに署名し、
- 2) ロシア連邦最高会議幹部会の会議を招集し、その議長を勤め、
- 3) ロシア連邦最高会議幹部会の機構の活動を組織する。

第 13 章 ロシア連邦大臣会議

第 8 8 条 国家権力の最高執行および処分機関

ロシア連邦大臣会議（政府）は、ロシア連邦の国家権力の最高執行および処分機関である。

ロシア連邦大臣会議議長は、最高会議が共和国会議と連邦会議の合同会議において、代議員グループおよび会派の推薦する代議員の中から最高会議幹部会の提案により、これを選出する。

第 8 9 条 大臣会議の構成

ロシア連邦大臣会議議長は、その選出後 10 日以内にロシア連邦最高会議に対し、政府プログラムを提出する。大臣会議の構成員は、大臣会議議長の提案により、政府プログラムの承認の後に最高会議がこれを任命する。

ロシア連邦大臣会議の構成およびその活動への他の者の参加は、法律がこれを定める。

第 9 0 条 大臣会議幹部会

国家管理の保障に関する機動的決定を行うロシア連邦大臣会議の常設機関として、大臣会議議長、第 1 副議長および副議長、並びに大臣会議の決定による他の政府メンバーからなるロシア連邦大臣会議幹部会が活動する。

第 9 1 条 大臣会議および議長の責任

ロシア連邦大臣会議は、最高会議によって承認された政府プログラムの実現に対する

全面的な責任を負う。大臣会議議長は、政府の活動につき、最高会議に足して責任を負う。

ロシア連邦最高会議により大臣会議議長に対する不信任決議がなされた場合、政府は総辞職する。

第 9 2 条 大臣会議の法創造への参加

ロシア連邦大臣会議は、最高会議の会議において審議されなければならない任意の法案について判断を下すことができる。大臣会議が最高会議の制定した法律に同意できない場合、大臣会議は、2週間以内に最高会議によるこの法律の再審議に関する問題を定期することができる。

第 9 3 条 大臣会議令

ロシア連邦大臣会議は、その権限の範囲内において、決定および処分を公布する。

第 9 4 条 大臣会議に関する法律

ロシア連邦大臣会議の権限、構造および活動手続、大臣会議と他の国家機関との関係、ならびに省、国家委員会およびその他のロシア連邦の中央国家管理機関のリストは、ロシア連邦大臣会議に関する法律によってこれを定める。

第 1 4 章 地方、州、連邦的意義を有する市、自治州、 自治管区における国家権力機関のシステムの組織 ‘

第 9 5 条 州および地方、連邦的意義を有する市の国家権力機関

地方、州、連邦的意義を有する真の国家権力の代表機関は、地方、州、連邦的意義を有する市の住民が普通、平等、直接の選挙権に基づいて選挙人民代議員ソビエトである。

地方、州、連邦的意義を有する市の執行権力機関は、対応する人民代議員ソビエトが選出する執行委員会である。

執行委員会は、上級の執行機関および対応する人民代議員ソビエトに対して報告義務を負う。

地方、州、連邦的意義を有する市の国家権力の代表機関および執行機関の権限、編成、組織および活動の手続は、ロシア連邦の基本法（立法の原則（基礎））によってこれを定める。

第 9 6 条 自治州および自治管区の国家権力機関

自治州および自治管区の国家権力の代表機関および執行機関の権限、編成、組織および活動の手続は、ロシア連邦最高会議が承認するそれぞれの自治州、自治管区に関する法律によってこれを定める。

第15章 地方人民代議員ソビエトおよび地方自治

第97条 地方自治のシステムにおける地方ソビエト

地方人民代議員ソビエト、すなわち、地区、市、市内の地区、町、村の人民代議員ソビエトは、相応する領域における権力の代表機関であり、地方自治の主要な環である。

ロシア連邦を構成する共和国は、独立して（自主的に）、地方人民代議員ソビエトおよび地方自治のシステムを編成し、それらの権限の範囲を定める。

第98条 地方ソビエトの選挙

地方人民代議員ソビエトは、3年任期で住民がこれを選挙する。地方ソビエト代議員は、選挙人の利益を代表し、彼らに対する報告義務を有し、その活動において選挙人のナカースに従うものとする。地方ソビエト人民代議員は、基本的な活動（仕事）を離れることなくその権限を行使する。

第99条 地方人民代議員ソビエトの権限

さまざまのレベルの地方人民代議員ソビエトの権限は、法律によってこれを定める。各ソビエトは、その権限の範囲内で、住民の利益、地域の社会・経済的、エコロジーおよびその他の状況を踏まえ、独立して活動する。

地方人民代議員ソビエトは、市民の利益、企業の経済的自立から出発し、全国家的利益を考慮して、すべての地方的意義を有する諸問題を解決する。地方人民代議員ソビエトは、その地域において、経済的および社会・文化的建設を指導し、その総合的な経済的および社会的発展を保障し、地方予算を承認し、公有の財産および資産を処分し、地方税および手数料を設定する権利を有し、経済活動を行う。

第100条 地方人民代議員ソビエトの決定

地方人民代議員ソビエトは、その権限の範囲内で、下級の人民代議員ソビエト、その地域のあるすべての企業、施設、団体、公務員および市民によるその執行を義務づける決定を採択する。法令に違反する下級の人民代議員ソビエトの決定は、上級のソビエトがこれを廃止する。

第101条 地方人民代議員ソビエトの執行機関

地方人民代議員ソビエトの執行機関は、当該のソビエトの執行委員会、その部局である。

地方人民代議員ソビエトの執行機関は、ロシア連邦および連邦構成共和国、上級の執行機関の法律、その権限の範囲内で制定された地方人民代議員ソビエトの決定に基づき行動し、それらを執行する。

第102条 執行機関の構造および構成

執行機関の構造およびメンバーは、人民代議員ソビエトが、対応する上級機関との協議によりこれを承認する。

執行委員会の部局の長は、人民代議員ソビエトが、対応する上級の執行機関との協議によりこれを任命し、解任する。

第103条 執行機関の権限および編成手続

執行機関の権限および編成の手続は、法律によってこれを定める。

執行機関の長は、その権限の範囲内で、決定を採択し、処分を行う。法令に反する執行機関のアクトは、人民代議員ソビエトおよび上級の執行機関によってこれを廃止することができる。執行機関の権限および編成の手続は、法律によってこれを定める。

第5編 裁判権、適法性および法秩序の擁護

第16章 裁判権

第104条 裁判所のみによる裁判権の行使

ロシア連邦における裁判権は、裁判所のみがこれを行使し、立法権、執行権、ならびに社会団体、政党および運動（団体）から独立である。何人も、ロシア連邦憲法が定める裁判機関を除き、自らに裁判権の機能および権限を付与することはできない。

裁判権は、ロシア連邦憲法、市民の権利および自由の擁護、立法権および執行権のアクトのロシア連邦憲法への適合性の保障、法律の執行および適用の際の適法性および公正の保障をその使命とする。

第105条 事件審理の公開制

すべての裁判所において、事件は、公開でこれを審理する。事件の非公開審理は、法律の定める場合にのみこれを認め、すべての裁判手続を遵守してこれを行うものとする。

第106条 裁判権の実現およびそのアクトの義務

裁判権は、憲法裁判、民事裁判、経済裁判、行政裁判および刑事裁判によってこれを実現する。

裁判権のアクトは、すべての国家的および社会的組織、法人および市民にとって義務的である。それはロシア連邦の全領域において執行されなければならない。裁判権のアクトは、この権力にのみ従う執行官の職務を保障する。

施行された裁判権のアクトの不履行、裁判官および執行官の法的活動への干渉、かれらへの不敬の表明は、法律の定める責任を追及される。

第107条 ロシア連邦憲法裁判所

ロシア連邦憲法裁判所は、憲法裁判の形態で裁判権を行使する最高機関である。

ロシア連邦憲法裁判所は、

—ロシア連邦の最高会議の制定した法律およびその他のアクト、最高会議幹部会令、大臣会議の決定および処分の憲法適合性に関する事件を解決し、
—ロシア共和国とその構成主体の間の憲法・法的紛争を解決し、
—ロシア連邦最高会議の照会による、ロシア連邦憲法の解釈および上級の公務員の行為の憲法適合性に関する判断を行い、
—ロシア連邦の条約、政党およびその他の社会団体、法適用実践の憲法適合性に関する事件を審理する。

ロシア連邦憲法裁判所の長官および裁判官は、その権限の行使において独立であり、ロシア連邦憲法にのみ従う。

ロシア連邦憲法裁判所の決定は、終審であって、控訴および異議申し立てはこれを行うことができない。

憲法裁判所によってロシア連邦憲法に適合していないとされた法律および規範的アクトまたはその一部は、その効力を失う。

ロシア連邦憲法裁判所は、立法発議権を有する。

ロシア連邦憲法裁判所の組織および活動手続は、ロシア連邦憲法裁判所に関する法律がこれを定める。

第108条 ロシア連邦における仲裁裁判所

ロシア連邦最高仲裁裁判所および下級の仲裁裁判所は、自然人および法人の間の経済紛争事件を審理する。

仲裁裁判所は、対応する人民代議員ソビエトがこれを選出する。

仲裁裁判所の権限および活動手続は、ロシア連邦における仲裁裁判所に関する法律がこれを定める。

第109条 一般管轄の裁判所

ロシア連邦最高裁判所、構成共和国の最高裁判所、自治的形成の裁判所、地方、州および地区（市）人民裁判所は、民事、刑事および行政事件を審理する。その他の裁判所は、ロシア連邦の法律に基づいてのみこれを設置することができる。

第17章 一般管轄裁判所の地位

第110条 ロシア連邦最高裁判所

ロシア連邦最高裁判所は、ロシア連邦における裁判所の活動に対する監督を行い、民

事事件および刑事事件を審理する。

ロシア連邦最高裁判所の組織および活動手続は、ロシア連邦最高裁判所に関する法律がこれを規律する。

第 1 1 1 条 合議制

すべての裁判所において、事件の審理は、合議制によってこれを行う。第 1 審においては人民参審員が参加し、法律の定める場合には陪審員が参加する。裁判官の独任制似寄る事件の審理は、法律が特別に定める場合にのみこれを認める。

第 1 1 2 条 裁判官および参審員の独立

裁判官、人民参審員、陪審員は、独立であり、内心の信念により、法律にのみ従う。

前項に掲げる者は、その権利および義務を妨害されることなく、首尾よくこれを行ふための条件を保障される。

裁判官、人民参審員および陪審員の裁判に関する活動に対する干渉は、これを禁止する。これらの者の独立の保証は、ロシア連邦における裁判官の地位に関する法律、およびその他の法的アクトによってこれを定める。

第 1 1 3 条 裁判官の選挙制

ロシア連邦のすべての裁判所は、裁判官および人民参審員の選挙制原則によってこれを設置する。

地区（市）人民裁判所の人民裁判官は、普通、平等および直接の選挙権に基づき秘密投票でこれを選挙する。

地方、州、市（地区のある）の裁判所の裁判官は、ロシア連邦最高会議がこれを選出する。

ロシア連邦の最高裁判所、最高仲裁裁判所、連邦構成共和国の最高裁判所および最高仲裁裁判所の裁判官は、それぞれ対応するロシア連邦最高会議、構成共和国の最高会議、自治的形成の人民代議員ソビエトがこれを選出する。

地区（市）人民裁判所の人民参審員は居住地または職場における市民集会において公開投票によりこれを選挙し、上級の裁判所の人民参審員は、対応する人民代議員ソビエトがこれを選出する。

第 1 1 4 条 裁判官および参審員の任期

すべての裁判官は、終身で選ばれ、本人の意思、選挙人の条件および意思と合致している間は、その義務を遂行する。

裁判官および人民参審員は、他の職務を選択した結果として特別の希望がある場合そ

の義務の遂行を解かれる。

裁判官および人民参審員は、適法性の侵害およびその高い身分にふさわしくない不道徳的な行為をなした場合、ならびに法律の定める手続により執行された裁判所の有罪判決に基づく場合、その義務の遂行を解かれる。

第18章 適法性および法秩序の擁護

第115条 適法性および法秩序の擁護のシステム

ロシア連邦の領域における適法性および法秩序の擁護には、ロシア連邦の立法機関、執行機関、裁判機関、検察機関、捜査取調、内務、保安機関、社会団体、労働集団および市民が参加する。

ロシア連邦の全領域において、独立して捜査活動を行い、または取調およびその他の犯罪対策に関する特別の機能を有する私的団体、協同組合組織、社会団体およびそれらの支部組織の創設および活動は、これを禁止する。

社会団体、労働集団および市民は、適法性および法秩序、市民の権利および自由の擁護のために、ロシア連邦の法律に従って国家の法保護機関に協力することができる。

第116条 法保護機関の活動の独立

法律の定める国家機関および公務員のほかは、何人も、法保護機関の活動に干渉することはできない。法保護機関の協力者は、その職務上の機能を果たす場合、法律にのみ従うものとする。

第117条 ロシア連邦の検察機関

ロシア連邦検事総長およびそれに指揮下にある検事は、立法機関の名において、地方、州、連邦的意義を有する市、自治州、自治管区、人民代議員ソビエト、地方人民代議員ソビエト、すべての執行機関、すなわち政府、省、官庁、その他の国家的、経済的な管理および監督機関、それらの従属下にない企業、施設および団体、すなわち商業的生産機構、軍管理機関、軍の部隊および施設、政党および政治運動団体、社会団体、公務員および市民による、ロシア連邦の法律の正確で統一的な執行および適用に対する最高の監督を行う。

ロシア連邦検事総長は、ロシア連邦最高会議によって任命され、最高会議に対して報告義務を負う。

構成共和国の検事は、共和国の最高立法機関の同意を得て、ロシア連邦検事総長がこれを任命し、検事総長に対して報告義務を負う。

ロシア連邦の領域における他の検事は、ロシア連邦検事総長がこれを任命する。

すべての検事の任期は、5年とする。

ロシア連邦の検察機関は、単一のシステムを構成し、もっぱら法律に従い、ロシア連邦検事総長にのみに従って、その権限を独立して行使する。

ロシア連邦の検察機関の組織、権限および活動手続は、ロシア連邦の検察機関に関する法律によりこれを定める。

第118条 ロシア連邦における弁護士会

市民および団体への法律援助は、弁護士会がこれを行う。

法律が定める場合には、この市民への法律援助は無料で行われる。

ロシア連邦における弁護士会の組織および活動の手続は、ロシア連邦法律によってこれを定める。

第119条 適法性および法秩序の擁護への市民の参加

ロシア連邦市民は、裁判の実施に参加し、その任務の遂行において法保護機関に協力し、および違法行為に対して法律の保障する防御の機会を自主的に利用する。

第6編 最終規定

第120条 ロシア連邦の首都および国家シンボル

ロシア連邦の首都は、モスクワ市である。

ロシア連邦のシンボル、国旗および国章は、法律によってこれを定める。

ロシア連邦の国歌は、ロシア連邦最高会議の決定によりこれを承認する。

第121条 ロシア連邦憲法の制定および改正手続

ロシア連邦憲法は、ロシア連邦最高会議が、ロシア連邦人民代議員の総数の三分の二以上の投票により、これを制定し、改正する。

ロシア連邦最高会議代議員総数の三分の1以上、または共和国および自治的形成の総数の三分の1以上、または地方および州の総数の三分の1以上の要求により、ロシア連邦憲法の制定および改正に関する問題について全ロシア・レフェレンダムを実施することができる。

第122条 ロシア連邦憲法の施行

ロシア連邦憲法は、ロシア連邦最高会議の公刊物において公表された翌日からこれを施行する。

移行規定

1. ロシア連邦憲法は、ロシア連邦人民代議員大会が、ロシア連邦人民代議員の総数の3分の2以上またはレフェレンダムによってこれを制定するものとする。
2. ロシア連邦憲法は、ロシア連邦最高会議の公刊物において公表された日の翌日からこれを施行する。
3. ロシア連邦憲法の施行により、ロシア連邦人民代議員大会は、ロシア連邦人民代議員の任期満了前の権限停止およびロシア連邦最高会議の選挙の実施、ならびにロシア連邦人民代議員ソビエト（大会の誤植？）のロシア連邦最高会議への改組に関する決定を採択する。なお、人民代議員の任期の満了をもってこの最高会議の権限は、これを停止するものとする。

ロシア連邦人民代議員大会は、この憲法の施行手続およびその他の移行規定を定める。

－完－